事　務　連　絡
令和８年７月２９日

一般社団法人　日本船主協会会長
一般社団法人　日本旅客船協会会長
一般社団法人　日本外航客船協会会長
一般社団法人　日本長距離フェリー協会会長
日本内航海運組合総連合会会長
一般社団法人　大日本水産会会長
殿

国土交通省海事局船員政策課
労働環境対策室長

令和８年熊本地震に係る船員法関係事務の取扱いについて

令和８年熊本地震により被災した船員等に係る船員法関係規定の適用については、当面の間、下記１．から３．による手続きについて、事後的な手続きを可といたします。

更に再就職手続き等を行うため船員手帳の交付を希望する方に対応するため、船員手帳の再交付等について下記４．から７．による弾力的な取扱いをすることといたします。

つきましては、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

なお、ご不明な点等ございましたら、当課若しくは最寄りの地方運輸局等までお問い合わせ下さい。

記

１．雇入契約の成立等の届出が必要となる場合にあっては、事後的な手続を可とします。

２．船員手帳の受有等が必要となる場合にあっても、事後的な交付申請等を可とします。

３．危険物等取扱責任者資格の認定の更新が必要となる場合には、更新時期を超える場合であっても、有効期間内の更新手続きと同様の要件による更新を可とします。

４．船員手帳の再交付

行政側の記録のほか、海技免状、運転免許証等公的機関が発行する身分証明書、海員名簿、船舶所有者の雇用証明書等により本人確認を行い、戸籍謄本等を提出できない場合でも船員手帳を交付します。

５．雇入契約の確認

雇入契約継続中であった方につきましては、海員名簿によるほか船舶所有者等への聞き取りにより雇入契約の内容を確認し、事務処理を行います。

６．船員法関係の資格証明

以前に航海当直部員等の資格証明を受けていた方につきましては、行政側の記録等により内容を確認し、証明を行います。

７．健康証明書

乗船に必要となる健康証明書についても、健康証明を行った医師に対する確認等により、有効な健康証明を有していると認めることとします。